

スマートウェルネス住宅等推進事業に係る技術的な評価事務事業を実施する者の選定について

国土交通省住宅局安心居住推進課

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業のうち、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業に係る技術的な評価事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成26年3月14日～平成26年3月28日

<提案者及び審査結果>

○提案事業の先導性・普及性に関する評価等を実施する者

提案者：1者（東京大学高齢社会総合研究機構）

審査結果

要件	評価結果
(1) 公平性及び中立性に関する要件 ・業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者（以下「住宅関連事業者」という。）に支配されていないこと。 ・業として、高齢者向けの生活支援・介護サービス等を提供する者に支配されていないこと。 ・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。	○
(2) 技術能力に関する要件 ・高齢者、障害者又は子育て世帯向けの住宅及び生活支援・介護サービス等に係る専門的な及び総合的な評価を行い得る組織を備えた体制であること。 ・保健医療サービス及び福祉サービス等に関する専門的な知識を有するものであること。	○
(3) 守秘性に関する要件 ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動は行わないこと。	○
(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。	○

東京大学高齢社会総合研究機構により提出された企画提案書の審査の結果、補助対象事業者に求める（1）から（4）までの要件を満たしていること等から、同者をスマートウェルネス住宅等推進モデル事業に係る技術的な評価事務事業を実施する者として選定した。

○提案事業の基準適合性、実現可能性等に関する評価等を実施する者

提案者：1者（株式会社福祉開発研究所）

審査結果

要件	評価結果
(1)公平性及び中立性に関する要件 ・業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者（以下「住宅関連事業者」という。）に支配されていないこと。 ・業として、高齢者向けの生活支援・介護サービス等を提供する者に支配されていないこと。 ・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。	○
(2)技術能力に関する要件 ・高齢者、障害者又は子育て世帯向けの住宅及び生活支援・介護サービス等に係る専門的な及び総合的な評価を行い得る組織を備えた体制であること。 ・建築設計及びその積算に関する専門的な知識を有するものであること。	○
(3)守秘性に関する要件 ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動は行わないこと。	○
(4)経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。	○

株式会社福祉開発研究所により提出された企画提案書の審査の結果、補助対象事業者に求める（1）から（4）までの要件を満たしていること等から、同者をスマートウェルネス住宅等推進モデル事業に係る技術的な評価事務事業を実施する者として選定した。